

[事案 22-147] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 8 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員（募集人）に勧められ保険料一時払の変額個人年金に加入したが、保険商品について説明不十分、虚偽説明があったとして損害賠償を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 3 月、定期預金にするつもりで銀行に行ったところ、資産運用に有利な商品があると銀行員（募集人）から勧誘を受けて変額個人年金に加入した。同年 8 月に「契約状況のお知らせ」が届き、積立金額の減少を見て不安になり当該銀行に行き、初めて手数料や費用負担があることを知った。

申立契約は既に解約しているが、勧誘時において、下記のような募集人の不実告知、事実の不告知、説明義務違反があったため、契約内容を誤信して契約締結したものであり、損害（既払込保険料と解約返戻金の差）を賠償してほしい。

- (1) 募集人から元本割れのリスクについて説明を受けなかった。
- (2) 他の金融商品の運用実績をあたかも当該商品の実績であるとして説明された。
- (3) 初期費用として 40 万円がかかることや、クーリング・オフ制度について説明がなかった。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の主張するような不実告知、説明義務違反は認められないため、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) パンフレット等を用いた説明の中で、元本が日々変動することを説明しており、元本を割ることはない等と説明した事実はない。
- (2) 初期費用が 40 万円であることは、パンフレットの記載に基づき説明している。
- (3) 契約締結前交付書面にクーリング・オフ制度の記載があり、可能期間を確認している。
- (4) 申立人は意向確認書に署名し、契約申込書の確認欄にも署名捺印している

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的な根拠は必ずしも明らかではないが、裁定審査会では、①消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）または 2 号（断定的判断の提供）に基づく取消し、②詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）、③錯誤による無効（民法 95 条）、④相手方会社の説明義務違反を理由とする損害賠償請求（金融商品販売法 3 条、5 条）を主張するものと判断し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづいて審理した。

その結果、下記のとおり、申立内容を認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

1. 説明義務違反について

下記のとおり、募集人が、申立契約の締結について勧誘するに際し、重要事項について

事実と異なることを告げたり、将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供したりしたとは認められず、消費者契約法4条1項1号または2号に基づく取消しは認められない。また、募集人に説明義務違反は認められないので、金融商品販売法3条および5条に基づく損害賠償請求も認められない。

(1)パンフレットの記載について

①「変額個人年金保険の投資リスクについて」の項目に「特別勘定（ファンド）の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、ご契約者はこれらの投資リスクを負うこととなります」「したがって、運用成果によっては、お受け取りになる年金や解約払戻金の合計額が一時払保険料の額を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります」との記載がある。

②イメージ図の下に、「当図はイメージ図であり、将来の（略）年金額を保証するものではありません」との記載があり、グラフの最初の部分に囲み記事で「契約初期費用として一時払保険料の4%を控除」との記載がある、など。

(2) 勧誘の際の募集人の説明及び申立人の行為について

①申込書記入の段階で、募集人より、保険料を投資信託で運用する旨の説明があり、目標値については申立人自身が130%と決定した。

②申立人が受領したパンフレットには、「基本資産配分」と題する円グラフ等、本件商品が資産を投信で運用する旨の記載部分があり、申立人もこれに書き込みをしている事実が認められ、申立人自身も募集人の説明の際にパンフレットのこの部分を示されたことを認めている。

③契約申込書・告知書・確認書の確認事項欄にも、申立人自身の署名・押印がある。

(3) 以上の事実を踏まえれば、募集人は、上記記載のあるパンフレット等を用いて説明を行っており、パンフレット等に明確に記載されている事項に反する説明を行うとは考え難いことから、募集人は申立人に対し、本件商品のリスクについても説明しており、申立人もそれを了解して契約を締結したものと推認するのが合理的である。

2. 詐欺による取消し（民法96条1項）について

上記のとおり、募集人による欺罔行為は認められないことから、詐欺による取消しは認められない。

3. 錯誤による無効（民法95条）について

本件において、錯誤の存在を認めることは困難であり、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤にあたるとしても、上記のとおり、パンフレット等の募集資料には本件商品のリスクや初期費用等の重要事項の説明が随所に記載されており、これらの点について錯誤に陥ったことに関して申立人には重大な過失があると言わざるを得ないことから、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書き）。